

公益社団法人厚木市シルバー人材センター会員の安全・適正就業基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故、トラブル等を未然に防止し、安全かつ適正な就業について、必要な事項を定める。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、事故、トラブル等の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業に当たって、次に掲げる事項を遵守し、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装や履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図や連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、別に定める作業別安全・適正就業基準を遵守し、安全かつ適正な就業に努めなければならない。

(交通災害の防止)

第5条 会員は、就業場との往復時は、交通ルールを遵守するとともに、交通事故の未然防止に努めなければならない。この場合において、特に自転車、オートバイ及び自動車にあつては、十分注意し、運転しなければならない。

2 会員は、路上での就業に際しては、交通ルールを遵守するとともに、交通事故に注意し、従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうか確認してから、作業に着手しなければならない。

(健康管理)

第7条 会員は、常に健康管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心掛けなければならない。

らない。

(報告義務)

第8条 会員は、就業場との往復時又は就業中に事故若しくはトラブルが発生したときは、直ちにセンター及び発注者へ報告し、応急の措置をとるようにしなければならない。

2 会員は、身体に異常を感じ、就業に影響があると思われるときは、直ちにセンター及び発注者へ報告し、応急の措置をとるようにしなければならない。

3 前2項において、共同作業に従事する会員は、直ちにリーダー及びセンターに報告しなければならない。この場合において、リーダーは、発注者への連絡等必要な処置を講ずるものとする。

4 会員が自ら報告することができない場合は、家族等に指示して報告させる等、適宜の処置をとらなければならない。

(就業不履行等会員に対する措置)

第9条 会員がこの基準に反し、就業不履行があったとき、又は事故若しくはトラブルを発生させたときは、別表のとおり措置する。

(措置の協議又は決定)

第10条 前条の措置については、安全管理委員会で協議し、決定後、所定の手続を経て当該会員へ通知する。

(不服申立て)

第11条 会員は、前条の措置に不服がある場合には、その通知を受領後7日以内に理事長へ書面により不服申立てをすることができる。

(不服申立ての審議)

第12条 理事長は、この不服申立てに対して安全管理委員会委員長へ再審するよう要請する。

2 安全管理委員会委員長は、その要請を受けて速やかに委員会を開催し、その結果を理事長へ報告しなければならない。

3 理事長は、安全管理委員会で決定した結果について、文書で本人に通告しなければならない。

(その他)

第13条 就業不履行等会員は、この基準に定める以外に、センターから指示があった場合は、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 10 月 1 日施行の公益社団法人厚木市シルバー人材センター会員の安全・適正就業基準は、廃止する。

附 則

この基準は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）安全・適正就業基準不履行等
（令和 2 年 11 月・一部改正）

重点職種	重点項目	対策内容	会員への措置	備考
植木剪定	・安全帽の着用 ・安全帯の着用 ・梯子、脚立の使用方法	①面談及び指導対策書（改善書）提出	【注意】 過去 3 箇月以内に就業不履行措置を受けていない場合 【就業停止 1 箇月】 過去 3 箇月以内に注意又は過去 6 箇月以内に就業停止 1 箇月の就業不履行措置を受けている場合	・注意は 3 箇月、就業停止は 6 箇月を経過することによりリセットされる。
除草・草刈	・刈払機使用時の安全帽及び保護眼鏡の着用 ・飛石防止策	②安全管理委員会で就業状況確認		
全職種	・規程及び基準に違反した行為と認められる場合	※ 就業状況が改善されていない場合は、再度①及び②を実施する。それでもなお改善されないときは、右記のとおり措置する。		

別表（第9条関係）事故、トラブル等発生時

（令和2年11月・一部改正、令和4年4月・一部改正）

対策内容	会員への措置	備 考
<p>①てん末書及び報告書の提出 事故当事者は、事故の原因、状況、対策及び改善内容を記載した報告書を提出する。</p> <p>②面談及び指導 事故当事者及びリーダー又は同乗者等関係する会員に対して面談及び指導を実施する。</p> <p>③安全管理委員会で協議</p>	<p>（刈払機による事故以外） 【注意】 過去3箇月以内に就業不履行措置を受けていない場合</p> <p>【就業停止1箇月】 過去3箇月以内に注意又は過去6箇月以内に就業停止1箇月の就業不履行措置を受けている場合</p> <p>（刈払機による事故） 【注意】 刈払機の事故によって過去1年以内に就業不履行措置を受けていない場合又は過去1箇年以内に就業不履行措置を受けているが安全対策を実施した上での事故と認められる場合</p> <p>【就業停止1箇月】 刈払機の事故によって過去3箇月以内に注意又は過去6箇月以内に就業停止1箇月の就業不履行措置を受けているが、安全対策を実施した上での事故と認められる場合</p> <p>【就業停止1箇月及び刈払機使用停止】 刈払機の事故によって過去3箇月以内に注意、6箇月以内に就業停止1箇月又は1年以内に就業不履行措置を受けており、安全対策の実施が不十分な事故の場合</p>	<p>・安全管理委員会で会員に過失があると認めたものに限る。 ・センター会員の車両使用に関する要綱第5条第5項で定める同乗者が安全確認を怠ったと認められた場合に適用する。</p>